

宇都宮市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、本市が運営するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 要綱第4条第3項に規定する市長の承諾又は許可を得て広告を掲載しようとする者をいう。
- (2) 広告取扱者 要綱第4条第3項に規定する広告主に代行して広告掲載に必要な手続等を行う者をいう。
- (3) 広告内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 市ホームページに掲載する広告及びそのリンク先ページの内容は、宇都宮市広告事業掲載基準に定める基準に適合するものでなければならない。

2 広告掲載のデザイン等広告表現に関するガイドラインは、市長が別に定める。

(広告掲載の位置等)

第4条 市ホームページに掲載する広告の位置、規格、表示方法、掲載条件等は、市ホームページの目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(契約の方法)

第5条 市ホームページの広告枠（以下「広告枠」という。）の使用に係る契約は、一般競争入札によるものとする。ただし、市長が必要であると認める場合には、随意契約によるものとすることができる。

2 広告枠の使用に係る予定価格は、一般競争入札による場合は宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第8条第1項及び第2項の規定により、随意契約による場合は同規則第26条の規定により定めるものとする。

(広告取扱者の募集)

第6条 広告枠の使用契約の相手方となる広告取扱者の募集は、市長がその期間及び対象、

位置、枠数、掲載条件等を決定の上、広報うつのみや又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。ただし、市長が必要であると認める場合には、個別に募集することができる。

(広告取扱者の申込み)

第7条 広告枠の使用契約の申込みをしようとする広告取扱者は、宇都宮市ホームページ広告枠使用契約申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

(広告取扱者の審査及び入札等)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、第3条に定める基準により、広告枠の使用契約の申込みをした者(以下「申込者」という。)の業種等について審査を行う。

2 市長は、前項の審査により資格要件を満たしていると認められる申込者を対象として入札を行う。

3 入札参加者のうち、最低価格以上で、最高価格で入札した者を落札者とする。

4 落札となるべき価格の入札者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

5 市長は、落札者が決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない(別記様式第2号)。

6 前項の通知は、落札者に対しては宇都宮市ホームページ広告枠使用契約落札決定通知書(別記様式第2号)をもって、落札者以外の者に対しては宇都宮市ホームページ広告枠使用契約不決定通知書(別記様式第3号)をもってするものとする。

(契約の締結)

第9条 前条第6項の規定により落札決定の通知を受けた申込者は、広告枠の使用に係る契約について、市長と締結できるものとする。

(広告主の募集方法)

第10条 前条の規定に基づき市長と契約を締結した広告取扱者(以下「契約広告取扱者」という。)は、広告主に適正な価格で広告枠を使用させるものとし、広告主の具体的な募集方法等必要事項については仕様書で定める。この場合において、契約広告取扱者が広告主及び広告の募集を行う。

2 前項後段の規定により契約広告取扱者が広告主及び広告の募集をする際、市長はホームページ等で仕様書等を公開する。

(広告掲載の承諾等の申込み)

第11条 要綱第4条第1項に規定する広告掲載の承諾等の申込みは、契約広告取扱者から市長に対して宇都宮市ホームページ広告掲載（変更）申込書（別記様式第4号）及び市税納付状況調査同意書（別記様式第6号）を提出して行う。

（広告の審査及び決定等）

第12条 市長は、前条の申込みに係る書類を審査し、要綱第4条第2項に規定する広告掲載の承諾等の可否を決定した際には契約広告取扱者に対し、宇都宮市ホームページ広告掲載決定通知書（別記様式第5号）を交付する。

2 市長は、前条の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、契約広告取扱者に対し、修正を求めることができる。

3 前項の規定により市長が修正を求めたにもかかわらず、契約広告取扱者がそれに応じない場合には、市長は広告掲載の承諾等の申込みを即時却下する。

（広告枠掲載料の納付）

第13条 契約広告取扱者は、市長が定める期日までに第8条第3項の規定による料金（以下「広告枠使用料」という。）を納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

（広告掲載期間）

第14条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができる。

2 広告掲載の開始日及び終了日は市長が別に定める。

（広告原稿の作成及び提出）

第15条 市ホームページに掲載する広告原稿については、契約広告取扱者が経費を負担するものとし、契約広告取扱者が、市長の指定する仕様に従って作成し、市長が指定する期日までに電子データで提出する。

（広告原稿等の変更）

第16条 契約広告取扱者は、1か月を単位として広告内容又はリンク先ページアドレスを変更することができる。

2 契約広告取扱者は、前項の規定により広告内容又はリンク先ページアドレスを変更する場合は、市長が指定する期日までに、市長に、宇都宮市ホームページ広告掲載（変更）申込書（別記様式第4号）を提出するものとする。ただし、広告内容を変更する場合は、当該申込書の提出の際に変更後の広告原稿を添えるものとする。

(広告掲載の許可の取消し)

第17条 要綱第8条第3号に規定する市長が広告掲載が適切でないと判断するときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告枠使用料が第13条による期日までに納付されないとき。
- (2) 広告原稿の提出が市長の指定する期日までにないとき。
- (3) 広告取扱者が、第12条第2項の規定による広告の内容等の変更に係る市長の要求に応じないとき。
- (4) 契約広告取扱者が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。
- (5) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき。

2 要綱第8条に規定する契約の解除又は許可の取消しがあった場合、市長は、第8条第2項の資格要件を満たす申込者の中から、予定価格以上で、最高価格で入札した者と契約することができる。

(契約広告取扱者の責任)

第18条 契約広告取扱者は、広告内容及び広告主が指定したリンク先ページの内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 契約広告取扱者は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、契約広告取扱者の責任及び負担において解決するものとする。

3 契約広告取扱者は、第8条第6項の規定により落札の決定を受けた広告枠の使用の権利を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りではない。

(申込み停止)

第19条 第17条第1項各号のいずれかに該当したとき又は契約広告取扱者が広告掲載決定後において広告掲載を辞退したときは、契約広告取扱者は年度内において第7条の規定による申込みを行うことができないものとする。

(広告枠使用料の還付)

第20条 既に納付した広告枠使用料は、還付しない。ただし、契約広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、庁舎又はサーバーのメンテナンスのために必要なホームページの休止期間については、適用しない。

3 第1項の規定により還付する広告枠賃借料には、利子を付さない。

(補則)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月28日から施行する。

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

この要領は、平成29年5月23日から施行する。

この要領は、令和3年1月27日から施行する。